



長野県報

4月25日(月)
平成28年
(2016年)
第2768号

目 次

規則

財務規則の一部を改正する規則(会計課)	2
---------------------------	---

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾 病対策課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保 健・疾病対策課)	3
長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物の指定(自然保護課)	3
長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定及び閲覧(自然保護課)	4
公職選挙法に基づく長野県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(選 挙管理委員会)	5
特定計量器の定期検査の実施(ものづくり振興課)	130

公 告

随意契約の相手方の決定(税務課)	133
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課)	133
毒物劇物取扱者試験の実施(薬事管理課)	133
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興 室)	134
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	134
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)	135
特定調達契約に係る一般競争入札(交通企画課)	137
特定調達契約に係る落札者の決定(東北信運転免許課)	138

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年4月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第33号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第157条の11」を「第157条の13」に改める。

第157条の9第1号中「の規定」を「又は次条第1項若しくは第2項の規定」に、「同項第3号」を「第157条の5第1項第3号」に改める。

第157条の11を第157条の13とし、第157条の10を第157条の12とし、第157条の9の次に次の2条を加える。

(複数落札入札制度による場合に公告をする事項)

第157条の10 予算執行者は、特定調達契約につき特例政令第10条

第1項の規定による一般競争入札を行うときは、第157条の5の規定により公告するものとされている事項のほか、次に掲げる事項を併せて公告しなければならない。

- (1) 特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札の方法による旨
- (2) 特例政令第10条第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかつたものとすることがある旨
- (3) 特例政令第10条第11項の規定により当該一般競争入札を取り消すことがある旨
- (4) 端数の入札を制限する場合にはその旨

2 予算執行者は、特定調達契約につき特例政令第10条第1項の規定による指名競争入札を行うときは、第157条の7第2項の規定により公告するものとされている事項のほか、次に掲げる事項を併せて公告しなければならない。

- (1) 特例政令第10条第1項の規定による指名競争入札の方法による旨
- (2) 特例政令第10条第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかつたものとすることがある旨
- (3) 特例政令第10条第11項の規定により当該指名競争入札を取り消すことがある旨
- (4) 端数の入札を制限する場合にはその旨

(複数落札入札制度による場合の予定価格の決定)

第157条の11 特定調達契約につき特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する事項の予定価格は、第123条第1項(第135条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該一般競争入札又は指名競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもつて定めなければならない。 様式第190号中「総合評価指名競争入札」の次に「、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項の規定による指名競争入札」を加え、

13 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

を

13 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

14 備考

に改め、同様式の備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 特定調達契約につき地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項の規定による指名競争入札によろうとする場合は、同条第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかつたものとすることがある旨及び同条第11項の規定により入札を取り消すことがある旨並びに端数の入札を制限する場合にはその旨を備考欄に記入すること。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

会計課